



消防だより 119

ストーブなどの 安全な取扱い

安全な取扱い

これから季節は、秋から寒さが一段と厳しくなる冬にかけて、ストーブなどの暖房機器を使用する機会が多くなり、火災の発生が心配される時期でもあります。

火災を発生させないよう、次の点に注意するよう心掛けましょう。

- ・使用にあたっての注意事項
- ・ストーブなどの近くに、紙や衣類など燃えやすいものを置かない。
- ・ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険性があるものを使用しない。



カーテンなどがストーブに接触しないように離して使用する。

・ストーブの上方に洗濯物などを干さない。

・使用方法など

・ストーブに灯油を給油する時は、火を消してから行う。

・カートリッジタンク式のもの

は、給油後、タンクのふたを確実に締める。

・煙突は金属の支線などを使用して固定する。

・就寝時や外出時には、必ず完全に消化していることを確認する。

・使用する前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は専門の業者などに修理を依頼してください。

救急車の適正利用を お願いします

お願いします

近年、全国的に救急車の出動件数が急増しています。西胆振消防組合では計5台(うち洞爺湖町1台)の救急車を運用して



おり、急病や交通事故など医師の治療を受けなければ生命に危険が及ぶ場合、24時間いつでも安全に傷病者を医療機関へ搬送します。

しかし、救急車を要請した人の約半数は入院の必要がない軽症者の場合が多く、このような状況では一分一秒を争う傷病者への対応が遅れてしまうことが考えられます。

「救急車で行けばすぐに診てもらえる。」「予約時間に間に合わない。」「救急車は無料」などで利用するのは避け、他の交通機関を利用して医療機関を受診しましょう。限りある救急車の適正利用にご協力願います。

住宅用火災警報器を 設置しましょう

設置しましょう

住宅用火災警報器の設置により、火災を早期に見出し避難することで、大切な家族を守るこ

とができます。西胆振消防組合管内では、住宅用火災警報器(煙感知器)の設置が義務化されています。

一般住宅の場合はその所有者が、アパートや賃貸マンションなどの場合は、所有者(管理者)と借受人が協議して設置することになります。寝室及び2階に寝室がある場合は階段の天井部分にも警報器の設置が義務付けられています。任意ですが台所も火を取り扱う場所として熱感知器の設置を推奨します。

詳細については質問などがありましたら、洞爺湖支署(☎76-2119)・洞爺出張所(☎87-2119)へご相談ください。また、西胆振消防組合や洞爺湖町(お知らせ掲載版)ホームページにも、詳細について掲載していますのでご覧ください。



西胆振消防組合ではホームページを開設しています

各種試験案内・講習会のお知らせ、住宅用火災警報器設置や消火器点検内容、各種届出・申請様式(ホームページからダウンロードできます)などが掲載されています。

今後、利用者の利便性を考慮しながら内容を充実していきたいので、ぜひ、ご活用ください。西胆振消防組合ホームページアドレス

<http://www.ocn.ne.jp/~ntd19/index.html>

統一標語

「消すまでは
出ない 行かない
離れない」

fire

平成24年1月1日～
8月31日現在

火災件数 4件
救急件数 322件